

## テーマ6：わいせつ行為を防止しよう

1. 下記のことについて、自己評価し、自分の課題を書きましょう。

Yes No

- 盗撮、のぞき、強制わいせつ等のいわゆる「わいせつ等行為」を一度でも行った者は、教職を失うことを肝に銘じ、勤務時間外でも公立学校教職員として、高度な倫理と厳しい自律心が求められていることを認識して行動している。
- 教職員と児童生徒との間の教育上の指導及び相談を超えた行為として疑われることがないように、慎重な配慮を行っている。
- 勤務時間外における私的な行動においても、自らの行動が誤解や批判を受けることがないよう厳しく律した言動に努めている。
- 「親しさ」や「可愛さ」等の気持ちの表現であっても、その行為がわいせつであったときは強制わいせつになることを知っている。
- 悩みや困っていることを気軽に相談できる仲間がいる。
- 自分なりのストレス解消法を持っている。

【自己課題】

2 わいせつ行為の防止について、同僚と話し合い、互いに支え合うこと、自分自身が気をつけることを決めましょう。

【互いに支え合うこと】

【自分自身が気をつけること】

## 参考資料

### <ケース・スタディー>

1. 日頃、まじめで生徒にも保護者にも信頼されている教員が、わいせつ行為で逮捕されるケースがあります。次の点について、考えてみましょう。
  - ・何故わいせつ行為に走ってしまうのか？
  - ・どうすれば防ぐことが出来るのか？
  - ・懲戒免職になった後、その教員はどうなるのか？
  - ・本人以外に与える影響は？
2. 次の事例から、どこに問題があったのか、未然に防ぐには何が必要だったのか、どんな懲戒処分になるのか、話し合ってみましょう。

#### 【事例1】

A教諭は、担任をしていたクラスの女子生徒Bと、携帯電話のメールで進路について相談を受けているうちに親しくなり、休日などにA教諭のアパートで話を聞くようになつた。そのうち、女子生徒BはA教諭に好意を持つようになり、ある時、A教諭は女子生徒Bから誘われるままにみだらな行為を行つた。  
後日、女子生徒Bの保護者から学校に抗議の電話があつた。

#### 【事例2】

C教諭は、運動部の顧問であり県大会で何度も優勝させるなど、指導力には定評があった。また、教員と生徒との関係を厳格に徹底させる厳しい指導で知られていた。C教諭は、強化合宿の際、夜のミーティング終了後、自分の部屋に女子部員Dを呼び、マッサージをさせた。その後、マッサージのやり方の見本をみせると言って、女子部員Dの胸や臀部を触るなど強いてわいせつな行為を行つた。ショックを受けた女子部員Dが、他の部員Eに話し、保護者から学校に抗議の電話があつた。

#### 【事例3】

F教諭は学校での仕事がうまくいかず、家庭でもふさぎ込むことが多くなり、インターネットの掲示板に不満を書き込むことが多くなつた。ある時、インターネットで盗撮方法を知り、「誰にも気づかれずに自分にもできる。」と思いこみ、市内の大型スーパーに向かつた。そこで、女子トイレに忍び込み、個室に入った女子高校生をデジタルカメラで撮影しようとしたが、異常に気づいた女子高校生が大声を上げ、F教諭は店員に取り押さえられた。

\*事例1～3のような場合、他県の事例等を見ると、「懲戒免職」処分（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止違反）となっているのがほとんどです。

#### ◆◆ チェック・ポイント ◆◆

- 携帯電話のメールで生徒とやりとりするのは適切か？
- 自分のアパートで相談を受けるのは、軽率な行動ではないか？
- 生徒に絶対服従を強いるような指導方法は、果たして適切か？
- 生徒にマッサージをさせる行為に問題はないか？
- 自分の部屋に生徒を呼び、1対1になることは適切か？
- わいせつな行為を未然に防ぐために、同僚としてできることはなかったか？